

広報ちょうせい作成業務委託 受託者選定プロポーザル実施要領

広報ちょうせいを魅力的かつ読みやすく作成し、村内へ効率的に配布するにあたり、紙面デザイン等の編集業務、印刷製本業務及び新聞折込業務を行う事業者を選定するための公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

1 業務名

広報ちょうせい作成業務委託

2 業務内容

別紙「広報ちょうせい作成業務委託仕様書」のとおり

3 履行期間

契約日の翌日から令和10年7月31日まで
(令和7年9月号から令和10年8月号)

4 提案（見積）上限額

令和7年度（8か月分）	5,063,000円（令和7年9月号～翌4月号）
令和8年度（12か月分）	7,594,000円（令和8年5月号～翌4月号）
令和9年度（12か月分）	7,594,000円（令和9年5月号～翌4月号）
令和10年度（4か月分）	2,532,000円（令和10年5月号～8月号）

（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

【参考】

総額（36か月分）

22,783,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

ただし、この金額は契約額や許容額を示すものではない。

5 参加資格要件

本プロポーザルへ参加できる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- （1）本委託業務の公告の日から過去5年以内に、他の地方公共団体において、広報紙作成業務の実績を有していること。
- （2）千葉県内に本店又は支店・営業所を有していること。
- （3）以下の項目に該当しないこと。

- ①地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者
- ②手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間を経過していない者
- ③参加申込提出日前６か月以内に手形、小切手の不渡りを出した者
- ④会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の適用を申請した者で、同法に基づく更生手続開始決定がされていない者
- ⑤民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の適用を申請した者で、同法に基づく再生手続開始決定がされていない者
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号から第６号までに該当する団体又は団体に属する者

（４）業務の遂行にあたって、スタッフは常に連絡が取れ、責任を持って連絡調整などを行い、緊急の事態にも対応できること。

（５）契約期間中の編集業務は、原則として、プロポーザル提出作品を制作したスタッフと同一の者が担当すること。

6 選定スケジュール

内容	期間
ホームページ上での公募	令和７年６月１３日（金）～６月２４日（火）
質問書の受付期限	令和７年６月２３日（月）１５時まで
参加申込書の提出期限	令和７年６月２４日（火）１７時必着
参加承認不承認の通知	令和７年６月２５日（水）
企画提案書等の提出期限	令和７年７月１１日（金）１７時必着
審査会（書類審査）	令和７年７月１５日（火）
選考結果の通知	令和７年７月中旬 選考後７日以内
契約	令和７年７月中・下旬

7 質問及び回答

本プロポーザルに係る質問及び回答方法は次のとおりとする。

（１）質問書受付期限

令和７年６月２３日（月）１５時まで

(2) 質問の提出方法

質問書（様式第1号）により、総務課宛てに電子メールで行い、電話で受信確認を行うこと。

E-Mail : taiyo-kun@vill.chosei.lg.jp

電話 : 0475-32-2111

(3) 回答方法

電子メールにより随時行い、令和7年6月23日(月)までに全ての回答を行う。

なお、質問及び回答の内容は原則として質問者及びすべての参加者宛てに質問者匿名で通知する。

8 参加手続き

(1) 提出期限

令和7年6月24日(火) 17時必着

(2) 提出場所

〒299-4394 千葉県長生郡長生村本郷1番地77

長生村役場 総務課 広報広聴係(庁舎2階)

E-Mail : taiyo-kun@vill.chosei.lg.jp

電話 : 0475-32-2111

(3) 提出方法

持参または郵送により提出すること。

(4) 提出書類

①参加申込書(様式第2号) 1部

②会社概要(様式第3号) 1部

③業務実績調書(様式第4号) 1部

④業務実績調書に記載した定期刊行物(任意の号) 各1部

(5) 参加承認・不承認の通知

①参加資格等を確認後、本プロポーザル参加への承認・不承認の連絡を電子メールにて行う。

②承認を受けない限り本プロポーザルへの参加はできないものとする。

③参加申込書等を提出したにもかかわらず、6月25日(水) 17時までに承認・不承認の連絡がない場合は、6月26日(木) 12時までに別記問合せ先へ電話連絡すること。

9 企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加が承認された後に、次のとおり企画提案書等を提出すること。
また、提案は1者につき1案のみとし、提出書類の作成にかかる費用については提案者の負担とする。また、提出された書類は返却せず、書類提出後の追加及び修正も一切認めない。

(1) 提出期限

令和7年7月11日（金）17時必着

(2) 提出場所

〒299-4394 千葉県長生郡長生村本郷1番地77

長生村役場 総務課 広報広聴係（庁舎2階）

E-Mail: taiyo-kun@vill.chosei.lg.jp

電話：0475-32-2111

(3) 提出方法

持参又は郵送での書面提出とあわせて、電子データをファイル送信サービス等を用いてメールにて提出すること。

(4) 提出書類

①提案書（様式第5号）1部

②企画書（任意様式）9部

デザイン・レイアウトの基本コンセプトや実施体制（本業務の担当人員、デザイン技術や使用可能な既存のイラスト素材など、編集能力に関するアピールポイント、修正依頼や事故発生時の対応）、制作工程表（9月号の入稿から納品まで）について、A4判用紙（文字フォント12ポイント程度）で簡潔に作成すること。

③紙面サンプル 9部

以下のテーマごとに紙面サンプル（A4判）を作成すること。必要に応じて本村ホームページに掲載している写真データをトリミング等して使用しても良いものとする。また、広報ちょうせい令和7年5月号の入稿データ（ai形式）を参加事業者へ提供する。なお、デザイン力などを考慮するため、現在の広報ちょうせいの枠にとらわれる必要はない。

ア 表紙（1ページ分）

写真や文字データは、広報ちょうせい令和7年5月号の表紙を使用すること。

広報ちょうせいの文字デザインやレイアウトなども含め、住民の興味を引き、手に取りやすいものにする。

イ 村のニュース（１ページ分）

広報ちょうせい令和７年５月号の２ページ（村のニュース）をリデザインすること。追加写真・イラストなどの使用も可とする。

ウ お知らせ面（１ページ分）

広報ちょうせい令和７年５月号の５ページ（お知らせ・図書室だより）をリデザインすること。追加写真・イラストなどの使用も可とする。

エ 健康だいいち（１ページ分）

広報ちょうせい令和７年５月号の１８ページ（保健師だより・保健センター事業）をリデザインすること。追加写真・イラストなどの使用も可とする。

④見積書（正本１部＋副本（写し）９部）

広報ちょうせい作成業務委託の見積書（様式第６号）により、１部当たりの単価（税抜）を提出すること。

ただし、以下の合計額（８か月分・令和７年９月号～翌４月号）が５，０６３，０００円以内になる単価でなければならない。

ア【２２ページ・フルカラー】

（印刷・製本） 単価×５，５００部×消費税×８回

（新聞折込） 単価×５，５００部×消費税×８回

<参考>令和６年度ページ数実績

５月号	２６ページ	１１月号	２２ページ（Ａ４入紙１部）
６月号	１８ページ	１２月号	２０ページ
７月号	２４ページ（Ａ４入紙１部）	１月号	２４ページ
８月号	２０ページ	２月号	２２ページ
９月号	１６ページ	３月号	２０ページ（Ａ４入紙１部）
１０月号	２２ページ	４月号	２４ページ（Ａ３入紙１部）

⑤業務実績調書に記載した定期刊行物（任意の号）９部

１０ 事業者の選考

次のとおり受託にかかる優先交渉権者の選考を行うものとする。

（１）審査方法

- ・審査は、広報ちょうせい作成業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。
- ・審査は書類審査とし、提出された企画書などの書類を基に評価基準の各項目について事業者を評価し、評価点数の最も高い事業者を優先交渉権者とする。
- ・参加者が1者であっても審査を行い、審査委員会が適切な事業者と判断した場合は、優先交渉権者とする。

（２）評価基準

次の５つの観点から総合的に評価し、最も評価の高い業者を選定する。

また、評価基準の項目及び配点（１００点満点／委員）は次のとおりとする。

- ①企画力 １０点
- ②デザイン力 ５５点
- ③正確性 １０点
- ④見積金額 １０点
- ⑤実施体制等 １５点

（３）結果通知

- ・選考結果は、審査会実施後７日以内に文書等で参加者すべてに通知する。
なお、選考に異議を申し立てることはできない。
- ・審査及び選定結果に係る問合せには応じない。

（４）失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- ・企画書などの提出期限に遅れた者
- ・提出書類に虚偽の記載をした者
- ・見積金額が指定した金額を超えている者
- ・審査員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求めた者

１１ 契約

- （１）優先交渉権者と長生村で協議の上、予定価格の範囲内で地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定に基づく随意契約により契約を締結する。
- （２）最終的な業務仕様は、優先交渉権者との協議により決定する。
- （３）失格その他の理由により第１位の優先交渉権者との契約が不可能となった場合は、第２位の優先交渉権者と協議を行う。

１２ その他

- （１）本プロポーザルへの参加に要する費用は全て参加者の負担とする。
- （２）提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、長生村が本件の報告、説明及

- び公表等に必要な場合は、提出書類等の内容が無償で利用できるものとする。
- (3) 本件に係る情報公開請求があった場合は、長生村情報公開条例に基づき、提出書類等を公開する場合があるものとする。
 - (4) 審査経過や結果へのいかなる問い合わせには応じない。
 - (5) 提案書等の内容をそのまま採用して業務委託を行うものではない。
 - (6) 本プロポーザルに係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第236条の3に規定する長期継続契約であり、契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算を減額し、又は削除した場合、村長は当該契約を変更し、又は解除することができるものとする。

13 問合せ先

〒299-4394 千葉県長生郡長生村本郷1番地77

長生村役場 総務課 広報広聴係（庁舎2階）

電話：0475-32-2111

FAX：0475-32-1194

E-Mail：taiyo-kun@vill.chosei.lg.jp